

# 平成 2 3 年度入札契約制度の改正について

平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日

## 第 1 各契約に共通する事項

### 1 岡山市建設工事等暴力団等排除対策要綱の改正（平成 2 3 年 4 月）

対象業務を，建設工事及び建設工事に関連する業務から，すべての契約に拡大します。

### 2 入札参加資格審査申請及び格付申請・希望業種変更申請の改正

#### (1) 新規申請（建設工事，測量・建設コンサルタント業務等，役務，物品，食料品） （平成 2 3 年 4 月）

- ・各部門の申請時期を統一し，年 4 回（5 月，8 月，1 1 月，2 月）受け付けます。
- ・有資格者名簿登載は，申請のあった月の翌々月からとなります。
- ・名簿の有効期限は次回更新期限月まで，建設工事の格付の有効期間は，次回更新期限月の翌月までとなります。

現行制度による建設工事，測量・建設コンサルタント業務等の新規申請については平成 2 3 年 1 月に，役務，物品及び食料品の新規申請については平成 2 3 年 2 月まで行います。

#### (2) 建設工事の格付申請（平成 2 3 年 1 月～）

- ・建設工事の格付申請は，更新期限月に行う更新申請にあわせて行うこととします。
- ・当該申請の適用は申請の翌々月に行うこととします。

現行制度による格付希望業種変更申請については平成 2 3 年 1 月に行います。  
（ただし，平成 2 3 年 1 月又は平成 2 3 年 2 月が更新期限月の場合を除きます。）

#### (3) 希望業種の変更申請（測量・建設コンサルタント業務等，役務，物品，食料品） （平成 2 3 年 1 月～）

- ・希望業種の変更を希望する業者は，変更申請を更新申請にあわせて行うこととします。
- ・当該変更の適用は申請の翌々月に行うこととします。

詳細はホームページの入札参加資格審査申請の各種要項をご覧ください。

### 3 新規業者の指名留保の取扱の変更（平成 2 3 年 4 月）

建設工事に係る有資格者名簿に過去に登載されていた者が，新規申請をした場合の指名留保の取扱を，2 年以上連続して有資格者名簿に登載されていなかった者から 1 2 月以上連続して有資格者名簿に登載されていなかった者に改めます。

## 第2 工事契約関係

### 1 工事成績評定の改定（平成23年4月）

- (1) 国土交通省で使用されている基準を参考として、工事成績評定表を全面改定します。
- (2) 工事成績の通知を、工事成績評価（A～F）を通知する方法から工事成績評定点（100点満点）を通知する方法に改めます。

### 2 優良工事施工業者表彰制度の見直し（平成23年4月）

- (1) 現行の工事成績評価の累積点による表彰から、下記のそれぞれの部門で、前年度の工事成績評定点が最も点数の高い工事の施工業者を表彰する方法に改めます。
  - ・土木工事部門（許容価格 500 万円以上 2,500 万円未満）
  - ・土木工事部門（許容価格 2,500 万円以上 5,000 万円未満）
  - ・土木工事部門（許容価格 5,000 万円以上）
  - ・建築工事部門
  - ・ほ装工事部門
  - ・その他専門工事部門
- (2) 現行制度終了時の累積点は、平成23年度の最高点の工事成績評点に加算し、表彰を決定します。（加算結果が100点を超える場合は100点とします。）
- (3) 表彰者の優遇措置については、表彰の年から1年間に限って1ランク上の入札に参加できるようにすることで検討中です。（詳細は改めてお知らせします。）

## 第3 その他の契約関係

### 1 小修繕業者登録制度等の導入（試行）

市内の零細業者の受注機会拡大のため、施設等の軽易な修繕に参加できる小修繕業者の登録制度を試行的に導入します。

#### (1) 登録条件

- ・市内に住所を有する個人、市内に主たる営業所を置いている法人
- ・本市有資格者名簿に登載されていない者
- ・市税等を完納している者 等

(2) 対象業務は許容価格が10万円未満の施設等の修繕業務です。

(3) 小修繕業務（許容価格10万円未満の施設等の修繕業務）の発注方法

ア 指名対象：修繕業務の内容により、小修繕業者又は有資格者名簿登載者から選定します。

イ 発注方法：見積合わせ又は単独随意契約とします。

ウ その他：小修繕業務は施工にあたり下請負を禁止します。

(4) 登録方法その他の詳細については、改めてお知らせします。

## 2 修繕業務の1者見積り金額の拡大（平成23年4月）

修繕業務について迅速な対応を行うため、修繕業務に限り1者見積りが可能な許容価格を5万円未満から10万円未満に引き上げます。

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 岡山市財政局監理課 | Tel(086)803-1195             |
|           | Fax(086)803-1764             |
|           | E-mail:kanri@city.okayama.jp |